

令和7年度道路占用料

占用物件			新規占用料 (R7.4.1～)	現行占用料 (～R7.3.31)	
該当法文	物件		その他		
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱			1,200	1,200
	第2種電柱			1,900	1,900
	第3種電柱			2,600	2,600
	第1種電話柱			1,100	1,100
	第2種電話柱			1,700	1,800
	第3種電話柱			2,400	2,500
	その他柱類			110	110
	共架電線その他上空に設ける線類			11	11
	地下電線その他地下に設ける線類			6	6
	路上に設ける変圧器			1,000	1,100
	地下に設ける変圧器			670	680
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			2,200	2,200
	郵便差出箱			940	960
	広告塔			5,400	5,800
	その他のもの			2,200	2,200
法第32条第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの			47	48
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			67	68
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			100	100
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			130	130
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			200	200
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			260	270
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			470	480
	外径が0.7m以上1m未満のもの			670	680
	外径が1.0m以上のもの			1,300	1,300
法第32条第1項第3号 に掲げる施設	自動 運 行 補 助 施 設	法第2条第2項第5号に規定する自動 運行装置による検知の対象として設 置する導線その他の線類	地下に 設けるもの その他の もの	6	6
		道路の構造又は交通の状況を表示す る標示柱その他の柱類		22	20
				1,700	1,800
				1,100	1,100
		その他のもの	上空に 設けるもの 地下に 設けるもの	670	600
その他のもの			2,200	2,200	
法32条第1項第4号に掲げる施設			2,200	2,200	
法第32条第1項第5号 に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1	A×0.003	A×0.005	
		階数が2	A×0.005	A×0.008	
		階数が3以上	A×0.007	A×0.010	
	上空に設ける通路		2,700	2,900	
	地下に設ける通路		1,600	1,700	
その他のもの			2,200	2,200	
法32条第1項第6号に掲げる施設			540	580	
道路法施行令第7条第1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に 設けるもの その他の もの	540	580	
			5,400	5,800	
	標識		1,700	1,800	
	旗ざお	一時的に 設けるもの	540	580	
	幕(令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを 除く。)		540	580	
	アーチ	車道を横断 するもの	5,400	5,800	
		その他の もの	2,700	2,900	
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料			540	580	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			220	220	
令第7条第8号に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける もの			A×0.011	A×0.013
	上空に設けるもの			A×0.021	A×0.024
	その他のもの			A×0.030	A×0.034
令第7条第9号に掲げる施設及び自動車駐車場				A×0.011	A×0.013

Aは、近傍類似の土地の時価を表す